

# IASB ディスカッション・ペーパー 「企業結合—開示、のれん及び減損」 に対する我が国の対応（IASB の アウトリーチの様相など）

ASBJ ディレクター **いたばし あつし**  
**板橋 淳志**

## I. はじめに

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」（以下「本DP」という。）を公表した。本DPの公表の経緯は、本特集の記事「IASB ディスカッション・ペーパー『企業結合—開示、のれん及び減損』に対するコメント・レター」に譲るが、我が国では、従来から、総合的な業績指標である当期純利益の有用性の観点で、本DPの主要論点の1つであるのれんの企業結合後の会計処理のあり方に大きな関心が寄せられてきた。また、近年、世界的にもれんの残高が増加する傾向にあり、のれんに係る費用の認識について「金額が少なすぎる、タイミングが遅すぎる」（“too little, too late”）との懸念が高まっている。

このような関心を背景として、我が国では、本DPへの対応を積極的に行ってきており、一部の団体は、IASBに直接、コメント・レター

を提出している<sup>1</sup>。本稿では、我が国の関係者の意見発信に係るその他の取組みとして次を紹介する。

- ① 企業会計基準委員会（ASBJ）事務局が聴取した本DPに対する我が国の関係者の意見
- ② IASBが我が国の関係者を対象として実施したアウトリーチ

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## II. ASBJ事務局が聴取した本DP に対する我が国の関係者の意見

ASBJは2020年12月に本DPに対するコメント・レターを提出している。ASBJ事務局は、当該コメント・レターの起草を行う過程で、我が国の関係者の協力を得て、2020年8月から10月にかけて次の意見聴取を実施した。

### 1. 意見聴取の実施概要

#### (1) 財務諸表利用者

- 対象者及び方法：我が国のバイサイドのアナ

1 本稿執筆時点（2021年2月24日）で、IASBのウェブサイトに掲載されているコメント・レターのうち、我が国からの提出団体としてASBJ以外で5団体（生命保険協会、日本貿易会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、日本経済団体連合会）を確認している。

リスト3名、セルサイドのアナリスト4名、クレジットのアナリスト1名に対して個別にヒアリングを実施した。

- 意見聴取事項：本 DP の予備的見解のうち、主に、企業結合に関する開示の改善提案の有有用性、のれんの減損と償却に関する意見等

## (2) 財務諸表作成者

- 対象者及び方法：日本経済団体連合会企業会計部会所属企業のうち8社に対して個別にヒアリングを実施した。
- 意見聴取事項：本 DP の予備的見解のうち、主に、企業結合に関する開示の改善提案の実行可能性、のれんの減損と償却に関する意見、減損テストの簡素化により見込まれるコストの低減等

## (3) 監査人

- 対象者及び方法：日本公認会計士協会の会計制度委員会担当者にヒアリングを実施した。
- 意見聴取事項：本 DP の予備的見解のうち、主に、企業結合に関する開示の改善提案の監査可能性、のれんの減損と償却に関する意見等

## 2. 意見聴取で聞かれた意見

意見聴取で聞かれた主な意見を、企業結合に関する開示の改善、のれんの減損と償却（償却の再導入か、減損のみアプローチの維持か）、その他（減損テストの簡素化等）に分けて示す。

### (1) 企業結合に関する開示の改善

意見聴取を行った財務諸表利用者全員から提案が支持された。多くの回答者から現行の開示での情報の不足が指摘され、提案を支持する理由として次の点が聞かれた。

- 当該開示は、重要な企業結合が行われた場合

に、これまでも財務諸表利用者が必要と考えてきた情報であり、当該開示がないことで分析が制約されてきた。

- 当該開示は、企業評価の基礎となる情報を提供し、財務諸表利用者と財務諸表作成者の対話を促進する。こうした情報は、リスクの把握や企業の将来の業績の見通しに役立つ。
- 企業結合は、設備投資など他の投資に比べて桁違いの金額が投じられる場合があり、企業分析を行う上では、他の投資よりもより多くの情報が必要になる。

これに対して、財務諸表作成者については、財務諸表利用者のニーズに対応する必要性は理解しつつも、全員が提案に反対した。提供される情報の性質の観点では、次の懸念が聞かれた。

- 本 DP の説明があっても機密情報及び将来予測的な情報の開示につながることへの懸念が緩和されない。
- モニタリング指標を開示する場合、それが経営者のコミットメントと受け取られるおそれがある。
- 開示した指標のみが最重要指標として捉えられ、投資者に誤解を与えかねない。
- 企業結合は様々な投資の一形態であり、企業結合だけ手厚い開示が要求されることに違和感がある。

また、開示する場所について、次の懸念が聞かれた。

- 企業の戦略やガバナンスに係る情報は、財務諸表の注記の性質（財務諸表本表の補足、過去情報等）を満たさず、財務諸表の注記として開示すべきでない。
- 財務諸表の注記とされた場合には、会計監査に耐え得る合理的な裏付けが必要となるが、定量的な情報にはその水準の裏付けを確保できないものも多い。

このように、財務諸表利用者と財務諸表作成

者では、賛否が大きく分かれていた。

監査人は、財務諸表利用者の情報ニーズに留意しつつも、次の点を指摘していた。

- 提案の実行には様々な懸念があり、特に財務諸表の注記に馴染まない項目や、監査が困難な項目があり、財務諸表の注記とすべきか否かの線引きを明確にすべきである。

## (2) のれんの減損と償却

財務諸表利用者については、償却の再導入を支持する意見も多く聞かれ、その根拠は ASBJ が償却を支持する理由と重なるものであった。その一方で、減損のみアプローチの維持を支持する意見も聞かれた。

### 償却の再導入を支持する意見

- のれんは主として超過収益力を表す資産であり、減耗性の資産である。
- のれんの原価を、償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで企業結合後の成果を適切に表すことが可能となり、投資者に目的適合性のある情報を提供するものと考える。
- のれんの償却は、“too little, too late” の課題に対処するための、実務的で効果的なアプローチである。

### 減損のみアプローチの維持を支持する意見

- のれんの償却費は足し戻した上で分析を行っている。
- のれんに係る事業の業績が好調で、価値が落ちていないものなど、一律に償却することが適切でないものがある。

- キャッシュ・フローに基づいて事業評価を行う場合、のれんの償却と減損は無差別に見えるが、減損は経営者の意識付けの観点で重要であり、経営者が行った投資の説明責任を明確にする。

財務諸表作成者については大半の企業が償却の再導入を支持しており、その意見は概ね、財務諸表利用者について聞かれた賛成意見と同様であったが、それに加えてコストの低減に着目する意見もあった。また、一部、減損のみアプローチの維持を支持する意見もあり、財務諸表利用者について聞かれた反対意見と同様に、減耗性の資産であるとの認識に反対する意見があったほか、次の意見も聞かれた。

- 実態に変化がなくても償却の満了前後で利益水準が変化するが、それは財務諸表利用者には有用な情報を提供しない。

監査人も、償却の再導入を支持しており、理由も財務諸表利用者の賛成意見と同様であった。

さらに、償却の再導入を支持する財務諸表利用者及び財務諸表作成者並びに監査人は、現行の減損のみアプローチの下で“too little, too late”の課題が生じていること、また、IASB がこの課題が生じる原因である減損アプローチのシールディングの問題<sup>2</sup>に取り組んだものの解決できなかったことを、新たな証拠（2004年以降の論拠）として指摘した。

## (3) その他

年次の定量的な減損テストの廃止の提案について、財務諸表作成者に対して意見聴取を行ったが、コスト削減の程度は企業により異なっ

2 のれんの減損テストは、のれんが配分されている資金生成単位（CGU）のグループの一部として行われることから、CGUのヘッドルーム（CGUの回収可能価額がその帳簿価額を超過する金額であり、自己創設のれん、未認識の資産、認識済みの項目の帳簿価額と回収可能価額との間の差額など、貸借対照表上で認識されていない項目で構成される）がのれんの減損を覆い隠す可能性があることとされ、本DPでシールディング効果と呼んでいる。

おり、これを反映して、意見は各社によって異なっていた。一部の企業は減損テストの実施件数が多いことからコスト削減効果を見込んで当該簡素化を歓迎する一方で、企業によっては、コスト削減が見込まれたとしても、“too little, too late”の課題が継続する可能性があることから償却の再導入とセットで簡素化を行うべきとの意見であった。

### Ⅲ. IASB が実施したアウトリーチ

#### 1. アウトリーチの概要

IASB は、本年 1 月 12 日及び 13 日に、我が国の関係者を対象としてオンラインでアウトリーチを実施した（各セッションは概ね 2 時間程度）。

参加団体	実施日
日本経済団体連合会	2021 年 1 月 12 日
日本公認会計士協会	2021 年 1 月 12 日
日本証券アナリスト協会	2021 年 1 月 13 日
ASBJ	2021 年 1 月 13 日

IASB 側からは、Sue Lloyd 副議長、Nick Anderson 理事、Zach Gast 理事、Tom Scott 理事、鈴木理加理事、Tim Craig 氏等が出席した（鈴木理事、Craig 氏以外の参加者はセッションにより異なる。）。冒頭に、IASB から本 DP の概要と現時点で寄せられているフィードバックの概要が説明された後、のれんの減損と償却、企業結合に関する開示の改善、その他、に分けて、関係者が提出したコメント・レターをベースに、IASB 側からの質問と意見交換が行われた。

#### 2. ASBJ セッションの概要

最後の ASBJ とのセッションについて、

ASBJ からは小賀坂委員長、川西副委員長他が参加し、それまでのセッションの意見交換を踏まえて、IASB からの質問に対して我が国の関係者が回答した内容の補足と ASBJ コメント・レターで強調すべき点を含めて意見交換が行われた。

まず冒頭で、ASBJ 側から ASBJ のコメント・レターの概要を、次のとおり紹介した。

- プロジェクトの目的について、我が国の関係者は、IASB が開示の改善に注力することにより、のれんの企業結合後の会計処理を優先する当初の目的がすり替わっていると感じている。
- 我々は、のれんは企業結合の取得原価の一部であり、将来のいずれかの時点で費用として認識されるべきと考えており、我々が支持する減損付きの償却アプローチでは、見込みどおりであれば償却、見込みから外れたものが減損となる。同じ減損でも、減損のみアプローチの下での減損とは情報の性質が異なる。
- 開示の提案について、財務諸表利用者は賛成する一方、財務諸表作成者は反対しており、大きく意見が分かれている。ただし、基準設定主体の観点では、提案は、財務報告とそれ以外、財務諸表と経営者による説明の境界の問題を提起しており、一般に、経営者の戦略や将来予測情報は財務諸表に含まれない中で、提案される開示情報を財務諸表に含めることの正当性を理解することが難しいと考えている。

冒頭説明に続いて、意見交換が行われた。

#### (1) プロジェクトの目的

プロジェクトの目的について、冒頭説明で、のれんの企業結合後の会計処理の検討を優先する当初の目的がすり替わっていると我が国の関係者が感じているとの説明を受けて、IASB 側

から、財務諸表利用者により良い情報を提供するとプロジェクトの目的は開示の改善のみを念頭に置いたものではなく、開示の改善ものれんの企業結合後の会計処理もいずれも重要であるとの回答があった。

## (2) のれんの減損と償却

IASB 側から、ASBJ のコメント・レターで減損テストの有効性を改善できないと指摘している点について、のれんの償却がどのようにして“too little, too late”の課題の解決に役立つのか、との質問があった。ASBJ 側からは、本 DP は、減損損失の認識の文脈で“too little, too late”を課題と捉えているが、ASBJ は、“too little, too late”を減損と償却を含めた費用認識全体の課題と捉えており、償却により費用認識の適時性が改善されると回答した。

また、IASB 側から、ASBJ の優先的な関心事はのれんの残高の側面なのか、のれんに係る損益の側面なのか、との質問があった。ASBJ 側から、貸借対照表の情報も損益計算書の情報もいずれも重要だが、我が国では純損益の情報をより重視しており、損益（財務業績）を適切なものとするのがより重要であること、ただし、複式簿記のため、償却は貸借対照表ののれんの残高にも影響することが回答された。

さらに、ASBJ 側から、のれんの企業結合後

の会計処理について、情報の有用性の観点で最も重要なのは償却期間であり、償却の再導入は償却期間の決定とセットで検討していく必要があることを説明した。

## (3) 企業結合に関する開示の改善

IASB 側から、投資者の情報ニーズとして、のれんの企業結合後の会計処理よりも、企業結合の取引の成否とその理由、事業展開への役立ちなど、企業結合そのものに関心があること、このような投資者の関心を反映して、本 DP は開示に焦点を当てており、開示の検討をパッケージとして進めることがとても重要であることが説明された。加えて、IASB 側から、提案される情報は、取得されたのれんの理解を深める点で注記として妥当であり、強制するためにも必要であると考えているとの見解が示された。これに対して ASBJ 側からは、財務諸表本表の項目と紐付けて開示の必要性を説明された場合には関係者の受け止め方も変わったかもしれないと返答を行ったほか、本提案は、財務諸表の注記と経営者による説明との境界を明確にしないと議論がまとまらないと考えており、今後、経営者による説明の公開草案<sup>3</sup>やサステナビリティ報告<sup>4</sup>に関する議論を行うにあたって、その境界の明確化の必要性がさらに高まるとの見解を回答した。

3 本稿執筆時点（2021年2月24日）で、IASBのウェブサイトではIFRS実務記述書「経営者による説明」の改訂公開草案の公表を2021年4月に予定しているとしている。

4 IFRS財団は2020年9月に「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」を公表し、同年12月末までコメントを求めた。